

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー運転手として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、タクシー運転乗務中、A県B市D1丁目付近において、Uターンしようとした第二当事者の運転する普通乗用車にタクシー側面に衝突された（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同月〇日、起床後、両手の痺れ、腰の痛みを感じたことから、E医院に受診し「頸椎捻挫、右肩関節捻挫、腰椎捻挫」と診断され、加療した。その後、同年〇月〇日、F医院に転医し「頸部、腰部挫傷、頸髄不全損傷、両肩、両手指拘縮」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、平成〇年〇月〇日に監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故による傷病が治癒となった後、約2年経過して本件請求を行っているところ、請求書裏面診断書及び請求人からの聴取書によれば、頸椎部・両肩・両肘・両手指等の可動域制限、両上肢等のしびれ・筋力低下、知覚障害、歩行障害、排尿障害、排便障害等多彩な症状を訴えている。

(2) 本件における医学的意見は、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会において、改めて、G医師作成の診断書及び意見書、H医師作成の障害認定意見書、I医師、J医師、K医師及びL医師作成の各意見書を含む一切の記録を精査するも、画像診断上、請求人の頸椎に変形性変化（椎間板ヘルニア）を認めるものの、脳、せき髄に異常所見は認められず、請求人が訴える上記症状について、医学的な根拠を見出すことはできない。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人には本件事故による頸椎捻挫について「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に相当する障害が残存すると認めることが妥当と思料する。したがって、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第14級に該当するものと判断する。

(3) なお、請求人及び再審査請求代理人は、M医師の意見書を根拠に、請求人の重篤な後遺障害は医学的に十分説明できる旨主張するが、同医師は「請求人の

症状は二次的に出現したものと考えられる。」と述べるにすぎず、同医師の意見書添付の検査所見に依っても、請求人に異常所見は認められていない。したがって、同医師の意見は、これを採用することができない。

- 3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。